15　法第四条の四第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　次に掲げる会社のいずれかを子会社とする持株会社
イ　信託兼営銀行
ロ　保険会社
ハ　少額短期保険業者
二　前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社
イ　第四条第二項各号に掲げる業務であって、当該信用協同組合連合会等の営む業務のために営むもの
ロ　第四条第三項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあっては同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該持株会社が保険会社等を子会社としていない場合にあっては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合（当該信用協同組合連合会の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあっては第四条第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

16　法第四条第二項の規定は、第五項第九号、第六項、第八項（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第十一条　法第四条の二第八項（法第四条の四第五項で準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、次に掲げる規定の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社（信用協同組合にあっては法第四条の二第三項に規定する認可対象会社をいい、信用協同組合連合会にあっては法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。）の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を示して行わなければならない。

一　法第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）

二　法第四条の二第四項ただし書（法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）

三　法第四条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）

（役員等の兼職の認可の申請等）

第十二条　信用協同組合等を代表する理事並びに信用協同組合等の常務に従事する役員及び参事は、法第五条の二ただし書の規定により、他の信用協同組合等若しくは法人（以下この条において「他の信用協同組合等」という。）の常務に従事し、又は事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該信用協同組合等を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　他の信用協同組合等の常務に従事しようとする場合には、当該他の信用協同組合等における常務の処理方法及び信用協同組合等と当該他の信用協同組合等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の信用協同組合等の定款、最終の事業報告の内容を記載した書面、

［項を加える。］

13　法第四条第二項の規定は、第六項、第七項、第八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九項及び第十項に規定する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第十一条　法第四条の二第七項（法第四条の四第五項で準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、法第四条の二第三項又は法第四条の四第三項の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面を示して行わなければならない。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（役員等の兼職の認可の申請等）

第十二条　［同上］

［一～三　同上］

四　他の信用協同組合等の常務に従事しようとする場合には、当該他の信用協同組合等における常務の処理方法及び信用協同組合等と当該他の信用協同組合等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の信用協同組合等の定款、最終の事業報告の内容を記載した書面、